

## 春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例

春日部市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（平成17年条例第136号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
(急施の場合の特例) 第4条 法第96条の4第1項において準用する法第87条の4第1項の規定による緊急耐震工事計画及び第87条の5第1項の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。	(急施の場合の特例) 第4条 法第96条の4第1項において準用する法第88条第1項の規定による応急工事計画に基づく事業に要する経費の賦課徴収については、あらかじめその徴収を受けるべき者の3分の2以上の同意を得なければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。